

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
 - ・地域内塗装業との技術連携を推進し、職人の育成と施工品質の平準化を目指します。
 - また施工体制ネットワークを形成し、円滑な業務遂行を行います。
 - ・地域の災害協定や修繕委託契約をしている協会に所属し、万が一の災害の場合は緊急対応します。
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
 - ・協力会社との間で施工計画書・工事進捗管理・工事写真・の共有システム（クラウド）を導入し推進しています。
- c. 専門人材マッチング
 - ・専門分野の工業会に参加し、各分野での施工に対して人員確保に努めています。
 - ・技能実習生受け入れをしており、人員確保・育成に努めています
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
 - ・使用材料の適正管理・ロス削減を通じて施工現場の環境負荷低減を図ります。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
 - ・健康経営優良法人の認定を受け、健康経営のためのルール化をしています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

塗装や修繕のノウハウを活かし、地元自治体と災害協定の締結や道路修繕委託契約をしている団体で活動しており、地域との共生と災害対応体制の強化を行っています。

また、塗装協力会社の協力会運営をしており、単なる発注者と請負者の関係に留まらず、共に成長する「パートナー」として、今後も公正な取引と技術者育成に力を入れていき、誠実な取引関係を築いてまいります。

2025年6月5日

株式会社郡山塗装

企業名

代表取締役 佐藤 隆

役職・氏名（代表権を有する者）

(